明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔訓　令〕
○内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令（内閣府四六）　一
〔告　示〕
○国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律の規定により、政党事務所周辺地域を指定する件（総務一七）　一
○原戸籍が滅失した件（法務一七）　二
○貧困農民支援に関する日本国政府とエチオピア連邦民主共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務一〇）　二
○種苗法第四十九条第一項第四号の規定に基づき品種登録を取り消した件（農林水産一二七）　二
○種苗法第四十九条第一項第五号の規定に基づき品種登録を取り消した件（同一二八、一二九）　二
○保安林の指定をする件（同一三〇～一五〇）　二
○料金を徴収しない車両を定める告示の一部を改正する件（国土交通五五）　六
○海上における射撃訓練を実施する件（防衛一～一一）　六
○海上における射撃訓練等を実施する件（同一二）　七
〔人事異動〕
内閣　法務省　外務省　八
〔皇室事項〕　八
〔官庁報告〕
労　働
争議行為の通知の公表について（厚生労働省）　八
最低賃金の改正決定に関する公示（神奈川労働局最低賃金公示三、岡山同一）　八
国家試験
採用候補者名簿の有効期間の満了（人事院）　八
平成二十四年航空工場検査員国家試験合格者（経済産業省）　九
公　聴　会
一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催（東北経済産業局）　九
国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告（国土交通省）　九
〔公　告〕
諸事項
官庁
公認会計士懲戒処分、有権者申出方、社会保険労務士懲戒処分、建設業の許可の取消処分、建築士免許取消関係　九
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、会社更生、再生関係　一〇
会社その他　二九

訓　令

○内閣府訓令第四十六号

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十四年十二月二十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令（平成十三年内閣府訓令第十九号）の一部を次のように改正する。

別表経済社会システム担当の項中2を削り、3中「第一項」を「前項」に改め、3を2とし、4から9までを一ずつ繰り上げる。

附　則

この訓令は、平成二十四年十二月二十六日から施行する。

告　示

○総務省告示第十七号

国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律（昭和六十三年法律第九十号）第三条第一項の規定により、参議院議長の要請があったので、同項の規定に基づき、次の地域を政党事務所周辺地域として指定する。

平成二十五年一月十五日

総務大臣　新藤　義孝

名　称	公明党本部周辺地域
期　間	平成二十五年一月十七日から平成二十六年一月十六日まで
地　域	東京都新宿区南元町 東京都港区信濃町霞岳町（環状三号線（外苑東通り）の部分及び同線の東側部分に限る。） 元赤坂二丁目（二番に限る。） 北青山一丁目（六番及び七番に接する環状三号線（外苑東通り）の部分に限る。）